

県産品販路拡大支援事業に関する業務委託 参加意思確認及び提案を求める公告

県内事業者の地域資源を最大に活用した高付加価値化及び販路拡大に資する取組を支援することを目的に、県産品事業者を対象とした商品開発支援や国内の県外大規模展示会への出展のほか、米を原料とする加工品のPRに要する経済的支援を行う県産品販路拡大支援事業を実施し、その業務の一部を委託するものである。

については、県内中小企業を取り巻く状況に精通し、経営や産業技術に関する専門知識により、県内全域を業務エリアとして支援を行うことが可能である岡山県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）を相手方とする随意契約手続きを行う予定としているが、中央会以外の者で次の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認申請書等の提出を要請する公募を実施する。

公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、中央会との随意契約手続きに移行する。

令和7年3月6日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 企画提案に付する事項

- (1) 業務名 県産品販路拡大支援事業に関する業務
- (2) 業務内容 県産品販路拡大支援事業に関する業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間 契約日から令和8年3月31日まで
- (4) 契約限度額 15,972,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 応募要件

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

(1) 基本的要件

- ①岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- ②入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類9 その他(情報・通信サービスを除く)、小分類10 その他」に登載され、格付区分がA及びBであること。
- ③入札参加資格者名簿に登載された所在地が岡山県内であること。

- ④地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- ⑤ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- ⑥岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- ⑦岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- ⑧会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑨県税を完納していること。

(2) 専門的知識に関する要件

県内の中小企業の状況を把握しており、県下全域を網羅した中小企業への経営支援や、経営や産業技術に関する専門知識を有するとともに、他の産業支援機関等と密接な連携を取りながら事業を実施する機能を有すること。

(3) 中立性・公平性に関する要件

- ①特定の個人又は法人等だけの利益を目的としないこと。
- ②特定の業種に属する中小企業者のみを支援対象としないこと。
- ③本業務を通じて知り得た情報により、事業者として新たな営利を得るものでないこと。

(4) 業務執行体制に関する要件

県下全域を業務エリアとしていること。また、本事業を円滑に遂行するための経営基盤を持ち、資金、人員、設備等について十分な管理能力を有していること。

(5) 業務実績に関する要件

- ①中小企業者等への支援をその業務範囲に含み、その実績を有すること。
- ②過去 3 年以内に、国、地方公共団体等の公的機関において、類似業務の契約実績を 1 件以上有すること。

3 契約条項を示す場所

岡山県産業労働部マーケティング推進室

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

電話：(086) 226-7365

FAX：(086) 226-7841

4 企画提案参加手続等

この企画提案に参加を希望する者は、次のとおり参加意思確認申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

（1）仕様書等の配布期間及び場所

- ①配布期間 令和7年3月6日（木）から3月17日（月）までの9時から17時までとする。
- ②配布場所 上記3の場所に同じ。また、岡山県産業労働部マーケティング推進室のホームページからダウンロードすることができる。
<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/320/>

（2）参加意思確認申請書の提出期限、場所及び方法

- ①提出期限 令和7年3月17日（月）17時必着
- ②提出場所 上記3の場所に同じ
- ③提出方法 持参又は郵便等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとし、提出期限内に必着を要する。）

（3）参加意思確認申請書の審査

参加意思確認申請書を提出した者について、応募要件の審査結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

（4）仕様書に対する質問の受付及び回答

- ①質問の受付 令和7年3月14日（金）17時までに質問書（様式第2号）を電子メールにより提出すること。
送信先アドレス：marketing@pref.okayama.lg.jp
- ②質問の回答 電子メールにより回答する。

5 提案書の審査等

（1）提案書等の提出

- ①提出期限 令和7年3月19日（水）17時（必着）
- ②提出場所 上記3の場所に同じ
- ③提出書類
 - ア) 提案書【様式第3号】（原本1部＋写し3部）
 - イ) 事業計画書【任意様式。A4縦（横書き）左綴り。以下同じ】（4部）
 - ウ) 見積書【任意様式。代表者印を押印したもの】（原本1部＋写し3部）
- ④提出方法

持参又は郵送等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとし、提出期限内に必着を要する。）

（2）審査方法

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、提案書の内容を審査し、契約の相手方を選定する。

(3) 審査結果の通知

審査後、書面により通知する。

6 その他

(1) 応募及び審査に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出期限以降における書類の差替又は再提出は認めない。

(3) 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は本件審査の目的以外には使用しない。

(4) 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合には、当該参加意思確認書を無効とする。

(5) その他必要な事項は、岡山県産業労働部マーケティング推進室長が定める。